

介護老人保健施設ピア観音
(介護予防) 通所リハビリテーション
運営規程

社会福祉法人慈楽福祉会

介護老人保健施設ピア観音 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人慈楽福祉会が開設する介護老人保健施設ピア観音（以下「当事業所」という。）において実施する指定（介護予防）通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定（介護予防）通所リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（方針）

- 第2条 当事業所では、指定（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 8 指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第3条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 事業所名 | 介護老人保健施設ピア観音 |
| (2) 開設年月日 | 平成14年4月1日 |
| (3) 所在地 | 広島市西区観音新町一丁目7番40号 |
| (4) 電話番号 | 082-503-7772 FAX 番号 082-503-7774 |
| (5) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (3450280122号) |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務)
管理者は、指定(介護予防)通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 - (2) 医師 1人以上(常勤兼務)
医師は、利用者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて適切な診療を行う。
 - (3) 看護職員
看護職員は、医師の指示に基づき利用者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。
 - (4) 介護職員
介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。
 - (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと同じ、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
(3)(4)(5) 3人以上(常勤換算)
(利用者の数を10で除した数以上)
 - (6) 栄養士又は管理栄養士 1人以上(常勤換算)
栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。
 - (7) 調理員 1人以上(相当数)
調理員は、施設が提供する食事等の調理を行う。
 - (8) 事務員 1人以上(相当数)
事務員は、国保連合会への給費の請求、入所者の施設利用料の請求、その他の事務全般を行う。
 - (9) 運転手 相当数
運転手は、利用者の送迎等の介助を行う。
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 営業日：祝祭日、年末年始を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分
- (3) サービス提供時間：午前9時30分から午後4時

(利用定員)

第6条 指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員数は、30人とする。

(事業の内容)

第7条 (介護予防)通所リハビリテーションは、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴(一般浴)
- (3) 食事の提供、栄養管理

- (4) 健康チェック
- (5) 口腔衛生管理
- (6) 送迎

(利用料等)

第8条 指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）または、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

2 当事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 前各号に掲げるもののほか、指定（介護予防）通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち利用必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。

3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。

4 指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合、その提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

広島市西区及び中区の一部（元安川以西かつ平和大通り以南）

(衛生管理等)

第10条 当事業所は、指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(5) 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

(6) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当事業所は、指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとともに、管理者に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条の2 当事業所は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当事業所は、利用者に対する指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 当事業所は、前項の事故の状況及び採った処置について記録をするものとする。
- 4 当事業所は、利用者に対する指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者とは別に定める。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者もしくは防火管理者が委任した事業所職員が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対応する体制をとる。

2 当事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第13条 当事業所は、指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 当事業所は、提供した指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査

に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 当事業所は、提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第14条 当事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。
- 3 当事業所職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

（虐待防止に関する事項）

第15条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第16条 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的に行う。

（地域との連携）

第17条 当事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所は、その運営にあたっては、提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 当事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(褥瘡対策等)

第19条 当事業者は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(職員の服務規律・勤務条件)

第20条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務・就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人慈楽福祉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(職員の質の確保)

第22条 当事業所職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。

2 当該職員に対して実施する研修の項目として、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修、その他資質向上のために必要な研修を行うものとする。

3 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(暴力団排除)

第23条 当事業所を運営する当該法人の役員及び当事業所の管理者その他の従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2 当事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 当事業所利用者の人権の擁護、虐待防止等の為、下記の責任者を設置する。

(1) 人権の擁護、虐待防止等責任者：所長 恵良 剛

2 当事業所は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 当事業所は、指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備

し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は慈楽福祉会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者のリハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、当該利用者のリハビリテーションの情報を把握しなければならない。
- 6 当事業所内で「書面掲示」を求めている当事業所の運営規定の概要等の重要事項について、インターネット上での情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することとする。
- 7 当事業所における課題を抽出及び分析した上で、当事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら当事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置しなければならない。

(事業所利用に当たっての留意事項)

第25条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第8条(利用料等)として規定されるものであるが、同時に、施設は第7条(事業の内容)の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 飲酒・喫煙は禁止する。
- (3) 感染症等の蔓延を予防するための措置を講ずることがあります。
- (4) 騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- (5) 所持品については、必要最小限とする。
- (6) 金銭、貴重品の持ち込みは原則として、個人で管理できる範囲とし、利用するうえで不適当と判断した物品については、持ち込みを制限させていただく場合があります。
- (7) 事業所内での営利行為、他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は禁止する。
- (8) 事業所内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止する。
- (9) サービス提供従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮願います。
- (10) 禁止行為
 - ①当施設職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
 - ②当施設職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③当施設職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

付 則

この運営規程は、平成14年4月1日より施行する。

平成25年8月1日一部改正

平成28年10月1日一部改正

平成30年12月1日一部改正

令和元年10月1日一部改正

令和4年8月1日一部改正

令和6年6月1日一部改正